平成２７年（フ）第１３３号
愛知県豊川市森１丁目55番地３　フォレスタ泉101号、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
債務者　鈴木　晶寛
１　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚公美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市春日町２丁目８番地（101）、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
債務者　鈴木　寛治
１　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚公美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市春日町２丁目８番地（101）、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
債務者　鈴木貴美子
１　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚公美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５９３号
京都府城陽市寺田林ノ口11番地の222
債務者　足立　雅代
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高山　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市中山町2304番地２（セジュールＳａｋｕｒａＢ棟101号）
債務者　浜辺　　誠
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市中山町2304番地２（セジュールＳａｋｕｒａＢ棟101号）
債務者　浜辺　正代
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４８８号
千葉市中央区星久喜町934―２　グリーンヒル小出Ｆ202号室、住民票上の住所千葉県旭市後草1034番地４
債務者　下平幸一郎（旧姓浪川）
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９６号
千葉県市川市新田２丁目11番16号108号室、住民票上の住所千葉県市川市新田２丁目11番16号
債務者　三川　　浩
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０９号
千葉市中央区要町８番12号　エクセル東千葉302号
債務者　杉田　知世
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１３号
千葉県八千代市勝田台４丁目12番地18
債務者　高野　麗子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３７号
千葉市緑区おゆみ野南１丁目27番地13　サンライズおゆみ野105号
債務者　高島　幸恵
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９０号
岐阜市西鶉４丁目143番地　（オアシス12 203号室）
債務者　市川　　清
１　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目７番７―208号
債務者　安達　哲郎
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４２号
福岡県柳川市三橋町江曲165番地ハイツ藤木Ｂ棟102号
債務者　高須　智治
１　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
福岡県三潴郡大木町大字横溝896番地５
債務者　中尾　成希
１　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福岡県大川市大字中古賀76番地４　レオパレスノースランド206号
債務者　舩津　明男
１　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係